

土木工事の施工というと、なかなか大きな問題であり、これについてはいろいろの観点があると思う。ここでは編集の方からのご依頼の線で、筆者が会計検査の職務に従事する者としての立場から若干のことを述べさせて頂くこととする。

最初に簡単ではあるが、土木工事と会計検査との関係事情を述べておきたい。現在、わが国の土木工事の圧倒的な部分は官公庁等の発注するいわゆる公共的事業で、そのうちのまた圧倒的な部分が、国の会計検査の対象になっている。毎年の会計検査の結果をまとめた決算検査報告によると、最近まで工事の関係の内容が、租税、保険、物件、不正行為、補助金等諸般を含む報告書の紙幅のほぼ半ばを占めており、その工事のうちのほとんどは土木工事が占め、さらにそのうちでも施工に関するものが主力をなしている状況である。関係者として焦慮してよい問題であると思う。

この施工の関係の指摘では、粗悪なコンクリートや、胴込コンクリートあるいは石材の用量不足、あるいは弱い弱なアスファルト舗装等の施工の不良な事例がほとんどを占めており、会計検査の上から施工に関するこの問題としては、この施工不良のことがほとんどであるといつて過言ではない。ほかに、コンクリートやアスファルト混合物の配合試験に関する管理の不十分な事態の指摘もあり、また報告書の指摘外でも工事の完成が契約の工期に対して遅延しているものが多く見受けられる事態があるがこれらも施工に関する問題とみてよからう。

この施工不良の事態は比較的中小規模の工事に多く見受けられるが、結果的にはいずれも手抜きということである。これらには悪質故意のものや、なかには設計の甘さにつけこむかのごときものもあり、最近ではむしろ技術認識の低さや工程管理のまずさを感じさせるものが多い。なかには、設計変更の処理を怠った結果のものもあるようである。前記の配合試験の管理の不良も技術認識の問題とみられ、工期に対する完成の遅延は従前よりの傾向ではあるが、年度末等に無理な工期で発注することも一因となっている。

ところで、施工に関しては表裏の関係にあるものとして、業者側の施工体制と発注者側の監督体制のことをまず考えねばなるまい。ほかに、制度面で会計法規のこと

も考えてみる要があろう。直接工事を行なう業者の条件は、施工の良否に直接影響があるわけで、その選定は考慮を要し、業者の技術向上等体質向上は時間を要することではあろうが基本的な問題である。また、施工の不良な事態が下請の施工のものに多く見られがちであるが、下請に対する指導監督、下請業者自体の体質向上、下請と親請との関係条件等問題となる点があると思われ、下請関係の適良な秩序のできることが望まれる。下請関係の問題は最近重要視されつつあるところであるが、これには、行政面での考慮も必要なのではあるまいか。発注者側の監督の体制については、要するに要員不足という問題である。要員不足はしかし現状では急な解決の方法もなく、業者の責任施工という理想的とも思われる方法にも簡単に踏み切りにくい実情もあるようであり、一方国の会計法では、昭36の改正で監督員をつけねばならぬことが明記されるに至った状況でもある。結局、監督員の質の向上と文明の利器の利用をはかるなど能率の向上に努めねばならぬことにならう。監督業務の実際は施工業者の条件と相対的になる事情もあり、経験の内容に肝要なものがあると思われ、心得、要領等の整備と研修に一層努める要があると思われる。また会計法規の関係の面のこととしてもたとえば予算の単年度制に拘って、年度末に無理な工期で発注することが、施工の不良や工期に対する完成の遅延につながっているが、公共事業費はたいてい翌年度に繰越して使用できる道が開かれているものであるので、こういう面の理解にこと欠かないよう望まれる。

そのほか施工不良に対処する方向のものとして、機械化施工や工場製品の採用が考えられる。手抜きは労力時間を省くことから生ずるが、機械施工はそれを防止するにむいており、また工事の質にむらを生じにくい。工場製品は、より機械化施工ということになり、製品にむらを生じにくく施工がよくなりやすく、集中能率的監督にも便で、また一般向けの信頼性をも利用しやすいと考えられる。また、設計仕様と施工とは密接な関係があり、施工しにくい部分とか、設計の甘さとか現地事情に対し適実性を欠いているようなところに手抜きが生じやすいものがあるので、よく手抜きの対象となる設計仕様については再検討してみることも必要であると思う。

今や大型化とか新機種の開発等がもてはやされはなばなくもある土木工事の施工に関して、以上はなほだ地味な観点からのことを述べるにすぎないこととなった次第ではある。

* 正会員 会計検査院第三局長